

「集積回路配置図設計専有権の取消審査 弁法(草案)」に関する説明

2015年4月1日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

「集積回路配置図設計専有権の取消審査弁法(草案)」に関する説明

一. 「集積回路配置図設計専有権の取消審査弁法」を制定する必要性

(一) 制定作業の背景と必要性

集積回路産業は情報産業発展の核心とかなめである。集積回路配置図設計(以下、「配置図設計」という)の知的財産権は日増しに重要視されるようになってきている。中国は2001年に「集積回路配置図設計保護条例」(以下、「条例」という)を公布、施行した。国家知識産権局は、条例の施行に協力するために、「集積回路配置図設計保護条例実施細則」(以下、「実施細則」という)を公布した。以降、配置図設計の登記件数は年を追って増加し、2014年末時点で、国家知識産権局で登記・公告された配置図設計が1万件余りに達した。同時に、配置図設計専有権に関する取消案件も次第に増加している。しかしながら、条例や実施細則は、配置図設計専有権の取消審査について原則的な規定にとどまり、審査手続と審査基準について詳しく定めておらず、実務上、実行可能性に欠けている。また、取消審査段階においては、取消手続始動、審査手続設置、独創性判断基準など数多くの問題を抱えている。これらは、すべて更なる規範化を必要としている。

配置図設計権利者と社会公衆の合法的な権益を保護するために、規則制度を制定し、取消案件の審査手続と審査基準を規範化し、集積回路配置図設計保護制度の完備化と健康的な発展を促進しなければならない。

(二) 制定作業の主要過程

国家知識産権局は、2014年4月に「集積回路配置図設計専有権の取消審査弁法(草案)」の制定作業に着手し、関連する配置図設計製造企業及び配置図設計侵害案件の審理実績がある人民法院に「集積回路配置図設計専有権の取消手続に関するアンケート調査表」を送り、一部の企業や人民法院へ赴いてヒアリングを行った。十分な調査研究を行ったうえで、度重なる論証と訂正を経て、「集積回路配置図設計専有権の取消審査弁法(草案)」の意見募集稿(以下、「弁法草案」という)とその説明を作成した。

二. 弁法草案の主要内容

弁法草案は19条からなり、配置図設計専有権の取消案件の審査手続(以下、「取消手続」という)と審査基準を規範化した。内容としては、取消案件の始動、取消申立、取消案件の審査などが挙げられるが、条例における一部の用語についても解釈を行った。以下、その主要内容について説明を行う。

(一) 取消手続の始動

弁法草案の第一条は、本取消審査弁法の上位法根拠を明確にし、すなわち条例の関連規定により制定する。第二条は、専利復審委員会が取消案件を審査する原則を規定した。第三条は、配置図設計取消案件の始動を規定した。第四条は、配置図設計専有権を取り消す理由を規定した。第五条は、取消申立人が取り消しを申し立てる方式と内容を規定した。第六条は、立件審査と関連通知書の作成を規定した。

現行の条例は、単に「国家知識産権局は、登記された配置図設計が条例の規定に合致しないと発見した場合、これを取り消さなければならない」と原則的に規定しているが、「発見」の具体的なルートを規定していない。本弁法の第三条は、条例における「国家知識産権局による発見」のルートを、①専利復審委員会が自ら発見する、②公衆が専利復審委員会に取消を申立て、専利復審委員会が審査を経て取消手続を始動するかどうかを決定する、の二種類に分けている。配置図設計の登記が法律に違反していることの見出ルートを明確にすることは、公衆の合法的な権益の保護に資する。条例において取消申立人について一切規定していないため、取消申立人が取消案件の審査手続に関与しないが、取消手続の始動と終了時に結果を取消申立人に通知する。

専利復審委員会は公衆からの取消申立を受け取った後、条例の規定により、当該配置図設計について立件と審査を行うかどうかを決定しなければならない。審査範囲は、取消申立人が提示した理由と証拠による制限を受けない。

(二) 取消内容に対する審査

取消案件審査に係わる内容は延べ9条あり、合議体の結成、人員忌避、取消案件の口頭審理、審査意見通知書の発送と回答、配置図設計権利者の挙証権利、独創性の認定基準、公認の常例設計と商業利用など用語の定義、取消手続の終了などを明確にした。

弁法草案第十一条は、条例第四条における独創性の判断基準をより明確にした。(一)「配置図設計が独創性を具備する」というのは、当該配置図設計が、創作者が単独で創作したものであることを意味する。(二)配置図設計の創作者と集積回路の製造者にとっては、当該配置図設計は全体又は一部として、公認の常例設計と比較して、実質的な相違がある。対比分析を行うに当たって、一般的には、配置図設計のレイヤーの数量、レイアウト、回線接続、モジュール、ユニットなど技術的な細部を総合的に考察する。

弁法草案第十二条は、「公認の常例設計」の定義を明確にし、公認の常例設計の複数の事例を列挙した。公認の常例設計は、配置図設計が独創性を有するかを判断するにあたっての重要な根拠である。配置図設計分野におけるテキスト、技術辞典から得られる基本的な部品の設計方法と守るべき基準、当分野に通用する基準又はモジュールから得られる配置図設計であつてもよい。チップ加工企業から提供された設計ルールを満たしている前提で、回路設計技師から提供された回路構造、機能パラメーターに基づき、基本的な設計原理を満たした上で行った自明の設計であつてもよい。

弁法草案第十四条は、「商業利用」行為の判定基準を明確にし、配置図設計、当該配置図設計を含む集積回路、又は当該集積回路を含む物品を世界のいずれかの地域において商業的に利用する行為が、いずれも条例にいう「商業利用」に当たるとした。

弁法草案第十五条は、①配置図設計専有権を取り消す旨の審査決定を下した場合、②配置図設計専有権を維持する旨の審査決定を下した場合、という取消手続終了の二つの状況を規定した。

(三) その他

弁法草案は最後に、訂正手続、文書送達について規定した。さらに、「配置図設計専有権の取消案件を審査する手続について、本弁法に規定していないものは、「専利審査指南」における専利復審と無効宣告手続の関連規定を参照適用する」と規定した。